

ふくいエコはぴねす住宅推進事業 補助金

交付事務マニュアル

令和8年4月

福井県土木部建築住宅課

目 次

	(ページ)
1 交付事務マニュアルの目的	2
2 補助事業の内容	
(1) 補助対象事業と補助事業者	2
(2) 補助金の額	3
(3) 事業スケジュール	3
3 補助事業実施にあたっての注意事項（補助事業者）	3
4 交付事務の流れ	5
5 交付申請書	6
6 交付決定	7
7 実績報告書	7
8 額の確定等	7
9 検査	8
10 補助金の交付	8
11 完了報告	9
12 その他	9
参考	
1 検査調書	11

1 交付事務マニュアルの目的

本マニュアルは、ふくいエコはぴねす住宅推進事業補助金の交付事務にあたり、補助事業の適正な実施と補助金の適正な執行を確保するため、必要と考えられる事項を取りまとめたものである。

本マニュアルを通して、補助事業の内容、補助事業を実施するうえでの注意事項、交付事務のフローなどについての理解を深め、本補助金が効果的かつ適正に活用されることを目的とする。

2 補助事業の内容

ふくいエコはぴねす住宅推進事業（以下「本事業」という。）は、県内の認証事業者による省エネルギー住宅の建設等に要する資金の一部を助成することにより、地場産業の振興とライフサイクル（居住時等）CO2 排出量の削減、健康寿命の延伸を推進することを目的として、ふくいエコはぴねす住宅の取得等への支援を行う事業である。

(1) 補助対象事業と補助事業者

補助対象事業	締結する契約	補助事業者*1	補助事業者と契約を締結する者
① 新築住宅 (注文住宅の新築)	工事請負契約	建築事業者	住宅取得者 (建築主)
② 新築住宅 (分譲住宅の購入)	不動産売買契約	販売事業者	住宅取得者 (買主)
③ 新築住宅 (賃貸住宅の新築)	工事請負契約	建築事業者	建築主かつ 賃貸オーナー
④ 全体改修住宅 (自己所有住宅の改修)	工事請負契約	施工業者	住宅所有者 (工事発注者)
⑤ 全体改修住宅 (改修した住宅の購入)	不動産売買契約	販売事業者	住宅取得者 (買主)
⑥ ゾーン改修住宅、 部分改修住宅 (自己所有住宅の改修)	工事請負契約	施工業者	住宅所有者 (工事発注者)
⑦ ゾーン改修住宅、 部分改修住宅 (賃貸住宅の改修)	工事請負契約	施工業者	建築主かつ 賃貸オーナー

*1 上表かつふくいエコはぴねす住宅事業者認証制度要綱第6条第4項の規定により通知を受けた「認証事業者」であること

(2) 補助金の額

本事業の補助対象ごとの補助額は下表のとおりとする。

補助対象	世帯種別	補助金の額
①②新築住宅 (注文住宅の新築) (分譲住宅の購入)	すべての世帯	10万円/戸
	子育て世帯、若者夫婦世帯、 UIターン世帯	20万円/戸
③ 新築住宅 (賃貸住宅の新築)	すべての世帯	10万円/戸
④⑤ 全体改修住宅 (自己所有住宅の改修) (改修した住宅の購入)	すべての世帯	50万円/戸
	子育て世帯、若者夫婦世帯、 UIターン世帯	100万円/戸
⑥ ゾーン改修住宅 (自己所有住宅の改修)	すべての世帯	20万円/戸
	子育て世帯、若者夫婦世帯、 UIターン世帯	40万円/戸
⑥ 部分改修住宅 (自己所有住宅の改修)	すべての世帯	5万円/戸
	子育て世帯、若者夫婦世帯、 UIターン世帯	10万円/戸
⑦ ゾーン改修住宅 (賃貸住宅の改修)	すべての世帯	20万円/戸
⑦ 部分改修住宅 (賃貸住宅の改修)	すべての世帯	5万円/戸

(3) 事業スケジュール

契約の期間	令和8年3月19日以降に契約かつ 新築 /工事請負契約 : 建築着工前に締結 /不動産売買契約: 交付申請前に締結 改修 /工事請負契約 : 補助対象工事* ¹ の着手前に締結
補助対象工事* ¹ の着手日* ²	交付申請書提出日以降
交付申請の受付期間	令和8年4月1日~予算上限に達するまで(原則として、 遅くとも令和9年2月28日)

*1 断熱工事以降の工事をいう。

*2 住宅認証証が交付された新築住宅(分譲住宅)の購入、全体改修住宅の購入は除く

3 補助事業実施にあたっての注意事項(補助事業者)

補助事業者は「福井県補助金等交付規則(以下「補助金等交付規則」という。)」、 「福井県土木部所管補助金等交付要綱(以下「補助金要綱」という。)」および「ふくいエコはぴねす住宅推進事業補助金交付要領(以下「要領」という。)」等に基づき、また、下記の事項について注意し補助事業を実施すること。これらに沿って事業の実施、処理、手続き等がなされていない場合や不適切な経理処理が認められた場合

は、補助金の支払いができないばかりか、交付決定の取消、交付済である補助金の返還命令の可能性もあるので十分注意すること。

(1) 補助事業の経理および証拠書類等の整理・保管について

- ・ 本補助金は交付申請を行った補助事業者に交付され、交付対象者から住宅取得者に以下①②のいずれかの方法により還元する。
 - ①補助事業に係る契約代金に充当する方法
 - ②現金で支払う方法
- ・ 証拠書類は補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。

(2) 補助対象の住宅の他用途使用の禁止

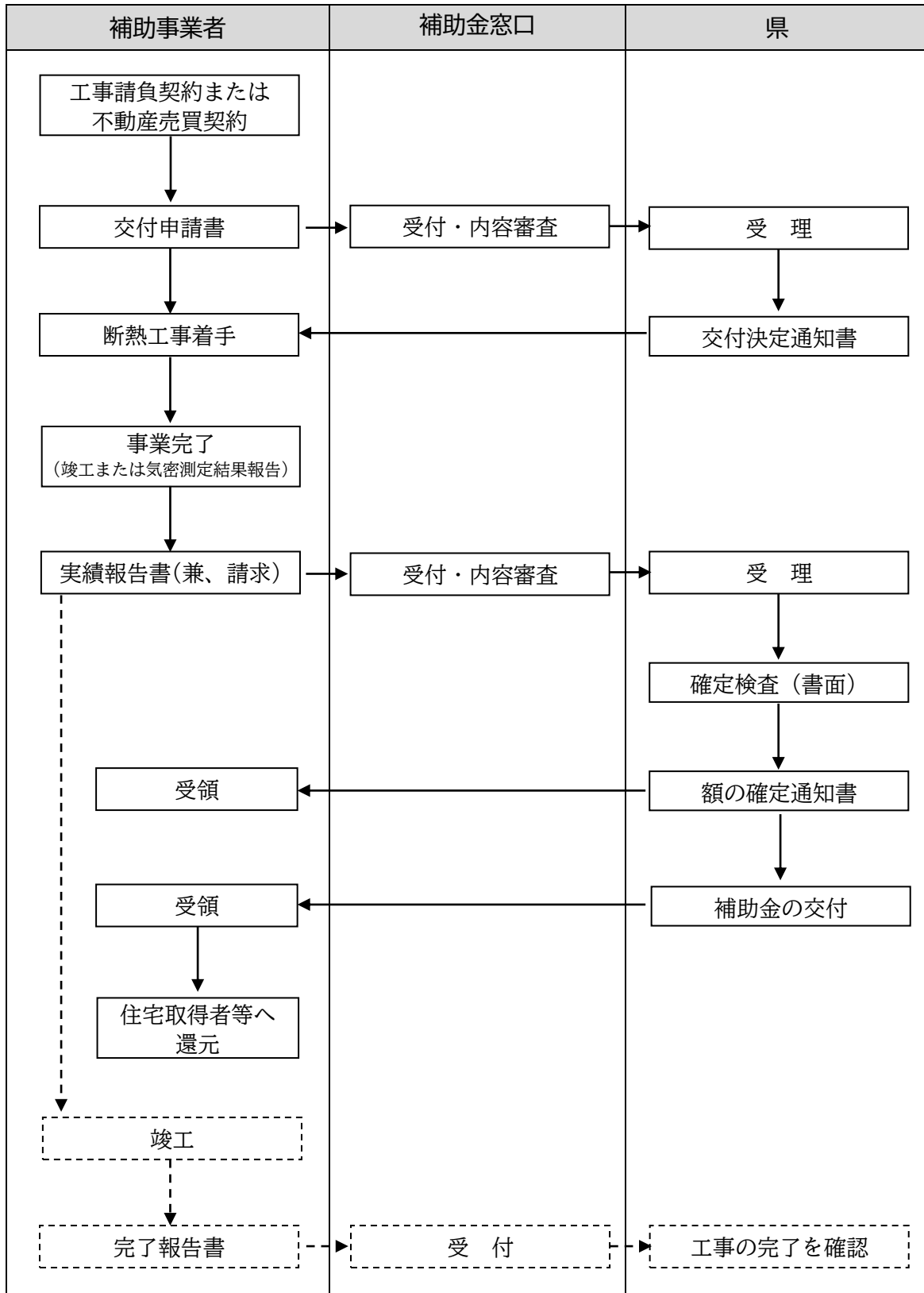
補助対象となっている住宅は、補助事業に使用するため取得するものであり、他の用途には使用することができない。

(3) その他

- ・ 補助事業の実施の際に発生する諸問題、特に補助金交付申請書に記載した事項を変更しなければならないような事由が発生した場合は、必ず事前に協議すること。
- ・ 補助金要綱等による補助金の使途の制限および証拠書類の整理・保管、財産処分等の制限等の様々な制約があるので、不明な事項がある場合は、必ず事前に県の担当者に相談すること。
- ・ 補助事業は、補助事業者に対して行う一方的な契約であることから、適正かつ有効な事業の実施を要求する場合があります、また、各種の報告義務がある。

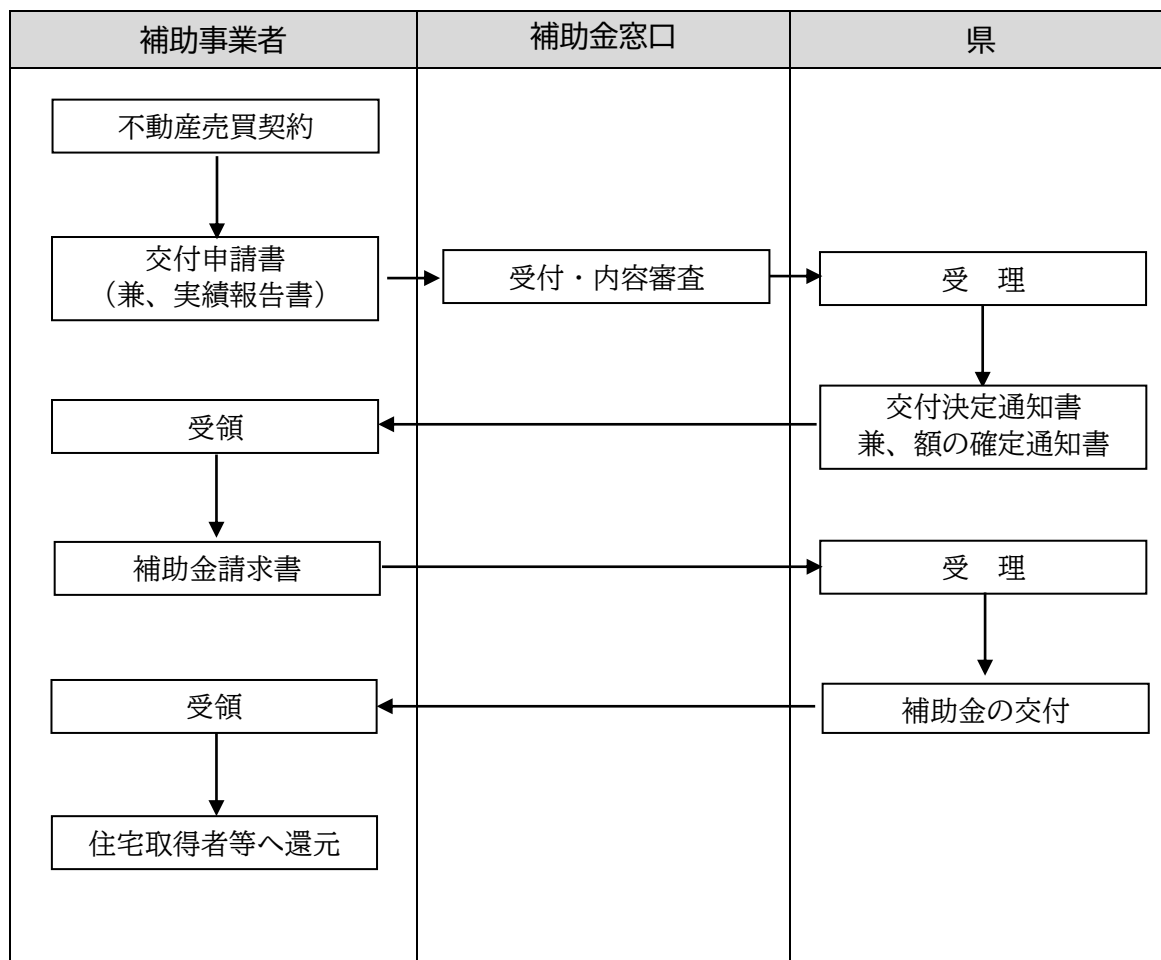
4 交付事務の流れ

事務のフローチャート①（工事着手前に工事請負契約または不動産売買契約を締結）



----- は、新築住宅または全体改修住宅において、実績報告書提出時に竣工していない場合（気密測定結果報告までは必要）

事務のフローチャート②（竣工後に不動産売買契約を締結）



※上表に示す事務フローチャート①②のほか、別途参考に示す「ふくいエコはぴねす住宅推進事業補助金と住宅認証制度の関係フロー図」も確認すること。

5 交付申請書

(1) 申請書の作成について

ア 申請書は正本を提出すること。

イ 申請書かがみおよび添付書類は内容を必ず一致させること。

(2) 申請書の構成について

要領第7条および別添提出書類一覧のとおり

(3) 提出時期

要領第7条および別添提出書類一覧のとおり

6 交付決定

- (1) 県は、補助金の申請があったとき、当該申請に係る書類により当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定通知をする。
- (2) 県は、補助金の交付の申請を審査した結果、その内容が単に技術的な不備等であるときは、その内容の修正を加え、または、条件を付して決定する。
〔補助金規則5②、補助金通達2④〕
- (3) 県は、交付の決定に際して、次の事項に留意して書面審査を行う。
 - ① 補助金の交付が法令および予算で定めているところに違反しないか。
 - ・ 申込に係る補助事業がその採択基準に照らし、補助金の交付対象として適格かどうか。
 - ② 目的および内容が適正であるか。
 - ・ 補助制度の目的に合致しているか。
 - ・ 補助事業の計画が適正であるか。
 - ・ 補助対象期間は適正であるか。
 - ③ 申請書の受理後交付すべきかどうかの判断に要する期間が補助事業の適期を失することがないか。

7 実績報告書

(1) 実績報告書の作成について

実績報告書は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。実績報告書の内容を次のポイントでチェックし、作成すること。

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

(2) 提出書類

要領第12条および別添提出書類一覧のとおり

(3) 提出時期

要領第12条および別添提出書類一覧のとおり

8 額の確定等

県は、補助事業に係る実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知する。

9 検査

県は、補助事業の適正な執行を確保するため、必要に応じて以下の方法による検査を行う。

(1) 検査の種類

検査は、確定検査およびその他の検査があり、その時期等により使い分ける。

これらの検査を実施する場合には、県から補助事業者に対して、予め、検査日時、検査場所、検査職員等を通知する。

検査の種類	ア 確定検査（実績報告書提出後）
	イ その他の検査（必要に応じ）

ア 確定検査

補助事業が完了し実績報告書が提出された場合に、県が行う検査である。

確定検査は、実績報告書の内容について、別添の検査調書（補助事業）に基づき実施する。この検査の結果に基づき、補助金の額を確定することになる。

イ その他の検査

交付決定のとき、その他、県が必要と認めた場合に行う検査である。

その他の検査は、別添の検査調書に基づき実施する。

(2) 検査方法

確定検査は、原則として、補助事業者が提出した実績報告書に基づき、書面による確認を行う。

なお、必要に応じて、書面による確認や県の職員が補助事業者の事務所等に赴き、「検査時に補助事業者が準備（提出）する書類等」に基づいて確認を行うことがある。

(3) 検査時に補助事業者が準備（提出）する書類等

- ・ 補助金の交付関係資料一式
- ・ 実施事業の記録資料一式

10 補助金の交付

額の確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金要綱の定めるところにより、補助金交付請求書を県に提出すること。

- ① 補助金の交付は、原則として補助事業者の請求に基づいて、県が支払を行うものであること。

- ② 補助金交付請求書は要領で定めたで定めた様式によること。(請求書の押印を省略する場合は、「本件責任者および担当者」の氏名と連絡先を明記すること。)
〔補助金規則 15、補助金通達 3⑧〕

11 完了報告

(1) 完了報告書の作成について

完了報告書は、実績報告書の提出時に工事の完成が確認できなかったものについて、交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。完了報告書の内容を次のポイントでチェックし、作成すること。

- ・ 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに工事が完了していること。

(2) 提出書類

要領第 15 条および別添提出書類一覧のとおり

(3) 提出時期

要領第 15 条および別添提出書類一覧のとおり

12 その他

本事業の実施にあたっては、このマニュアルに定めるもののほか、「補助金交付規則」、「補助金要綱」および「要領」を遵守しなければならない。

(参考)

ふくいエコはびねす住宅推進事業補助金検査調書(建築住宅課)

検査年月日 : _____
検査担当者 : _____
検査担当者 : _____
検査会場 : _____

補助事業者名 : _____
所在地 : _____
電話番号 : _____
立会い者 : _____
事業年度 : _____
事業名 : _____

I 総括検査内容

検査事項	検査の着眼点	関係書類等	確認	備考
1. 補助事業の進捗・完了状況	<input type="checkbox"/> 補助事業が計画どおり順調に進んでいるか。計画期間内(年度内)に補助事業を終了できる見通しか、または計画どおりに終了したか。	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 実績報告書	<input type="checkbox"/> OK <input type="checkbox"/> 指導改善 <input type="checkbox"/> 返還 (所見・指導等)	進捗状況や事業完了について、状況を確認する。 複数年採択している場合や他の補助金を受給している場合には、それらの事業等の関連についても注意を払い、重複がないことを確認する。
2. 関係書類の保管状況	<input type="checkbox"/> 補助金関係書類は、必要なものが明確に整理・区分されているか。	<input type="checkbox"/> 交付申請書 <input type="checkbox"/> 交付決定通知書 <input type="checkbox"/> 実績報告書 等	<input type="checkbox"/> OK <input type="checkbox"/> 指導改善 <input type="checkbox"/> 返還 (所見・指導等)	補助金関係書類は、見出しを付けて時系列に整理することが望ましい旨指導するとともに、実物を確認する。 図面、写真により適正に検査しているか。

(メモ)

【問い合わせ先】

福井県土木部建築住宅課

福井市大手3丁目17番1号

T E L 0776-21-1111(代表)

0776-20-0505(直通)

F A X 0776-20-0693

E-mail kenjyu@pref.fukui.lg.jp